

市制度融資の限度額及び利率の改正について

経済部商工労働課

中小企業金融円滑化法の終了を踏まえ、中小企業の経営安定化に必要な資金融資を支援するため、市制度融資における限度額及び利率の改正を図り、また、勤労者の生活の向上に必要な資金融資を支援するため、中小企業と同様に限度額及び利率の改正を図りました。

詳細につきましては、下記のとおりです。

記

- | | | |
|--------------------------|---------------------------|------|
| 1 中小企業活性化資金（運転資金） | 1, 500万円以内 | 6年以内 |
| | 年利1.9%以内（特別融資利率適用は1.7%以内） | |
| （設備資金） | 3, 000万円以内 | 8年以内 |
| | 年利1.9%以内 | |
| | （保証付は運転・設備ともに0.4%下げ） | |
| 2 中小企業季節資金（夏季・年末） | 1, 000万円以内 | 6月以内 |
| | 年利1.5%以内（保証付0.4%下げ） | |
| 3 勤労者生活資金 | 300万円以内 | 5年以内 |
| | 年利2.0%以内 | |

※_____部分改正箇所

※小口資金・勤労者住宅資金について、改正はありません。